

後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ  
**平成 30 年度及び平成 31 年度の保険料率が決まりました。**

	平成 28・29 年度	平成 30・31 年度	増減
均等割額	56,085 円	56,085 円	据え置き
所得割率	11.17%	10.83%	0.34 ポイント減
賦課限度額	57 万円	62 万円	5 万円増

※後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されます。

**◇保険料額の算出方法**

個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等<sup>※1</sup>に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

<b>保険料額</b> (年額) (10 円未満切り捨て)	=	<b>均等割額</b> 56,085 円	+	<b>所得割額</b> [総所得金額等 <sup>※1</sup> - 33 万円] × 10.83% (所得割率)
-------------------------------------	---	-------------------------	---	--

※1…「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

**◇平成 30 年度の保険料軽減措置**

○世帯<sup>※2</sup>の所得額等に応じて、**均等割額**が軽減されます。

均等割額 軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	軽減の基準 (同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象 所得金額 <sup>※3</sup> の合計額で判定)
9 割軽減	5,608 円	「33 万円以下」かつ「被保険者全員が年金収入 80 万円以下で、その他の所得がない」
8.5 割軽減	8,412 円	33 万円以下
5 割軽減	28,042 円	「33 万円 + 27 万 5 千円 × 被保険者数」以下 <sup>※4</sup>
2 割軽減	44,868 円	「33 万円 + 50 万円 × 被保険者数」以下 <sup>※4</sup>

※2…「世帯」とは、4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる方、県外から転入された方等はその時点)が基準となります。

※3…「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金の場合は、さらに15万円を控除して計算します。

※4…平成30年度も軽減対象の拡充が実施されています。

○後期高齢者医療制度に加入する前日まで**社会保険<sup>※5</sup>の被扶養者**であった方

均等割額が5割軽減 <sup>※6</sup> されます。(所得割額は、かかりません。)	軽減後の保険料 年額 28,042 円
--	------------------------

※5…社会保険とは、協会けんぽ(全国健康保険協会管掌保険)、組管管掌保険、船員保険、共済組合などのことです。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

※6…均等割額の軽減が所得により9割軽減、8.5割軽減に該当する方は、それぞれ9割軽減、8.5割軽減が優先されます。

**◇保険料額の通知について**

保険料額の詳細は、7月に送付予定の「平成30年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

**●問合せ**

うきは市 市民生活課国保・年金係 TEL75-4973

後期高齢者医療お問い合わせセンター TEL092-651-3111